

第46回議会運営委員会記録

令和5年5月11日

【開催日】 令和5年5月11日（木）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午前9時55分

【出席委員】

委員長	大井 淳 一 朗	副委員長	宮 本 政 志
委員	伊 場 勇	委員	笹 木 慶 之
委員	森 山 喜 久		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	高 松 秀 樹	副議長	中 村 博 行
----	---------	-----	---------

【執行部出席者】

なし

【事務局出席者】

事務局 長	河 口 修 司	事務局 次 長	中 村 潤 之 介
議 事 係 長	山 田 寿 実 子	議 事 係 主 任	岡 田 靖 仁

【審査内容】

- 1 令和5年第2回（5月）臨時会に関する事項について
- 2 申し入れ書（山陽小野田市議会6月定例会以降に開催されます本会議また委員会等、市議会が定める公開される会議の撮影を許可していただきますよう申請いたします。）について
- 3 その他

午前9時 開会

大井淳一郎委員長 ただいまより第46回議会運営会を開会いたします。お手元にあります付議事項に従って進めてまいります。その前に、報道機関より録音の申出がありましたので、これを許可したいと思います。それ

ではまず、付議事項1点目、令和5年第2回（5月）臨時会に関する事項についてです。（1）会期案についてです。

山田議会事務局議事係長 それでは付議事項1、令和5年第2回（5月）臨時会に関する事項について御説明します。（1）会期案についてから（3）議事日程案についてまでを一括で御説明します。（1）会期は、5月17日水曜日から5月26日金曜日までの10日間としたいと思います。今回の議案については、資料1を御覧ください。総務文教常任委員会が3件、産業建設常任委員会が1件、一般会計予算決算常任委員会が2件、人事案件が2件となり、合計8件となっています。2件の人事案件については、申し合わせ事項62により行うこととなります。参考までに掲載しておりますので御覧ください。なお、通例では同意が得られましたら、その後に挨拶をしていただいております。（2）執行部出席者のうち異動のあったものの自己紹介を行います。こちらは申し合わせ事項131により行うこととなります。参考までに掲載しておりますので御覧ください。（3）議事日程案については、資料2を御覧ください。本会議の初日は5月17日水曜日となります。17日水曜日は、午前10時に本会議を開会し、執行部出席者のうち異動のあったものの自己紹介を行います。その後、議事に入り、まず会期の決定を行います。続いて、同意2件を一括上程、提案理由の説明、質疑、討論及び採決となります。続いて、議案6件を一括上程、提案理由の説明、質疑及び委員会付託を行います。その後、本会議を休憩して、一般会計予算決算常任委員会を開催します。これは、不在となっている同委員会の副委員長を互選するためのものです。同委員会終了後、本会議を再開し、事務局長が互選の結果を報告します。本会終了後、付託先となるであろう総務文教に係る委員会、分科会と民生福祉に係る分科会を同時開催としております。18日木曜日は、9時から、付託先となるであろう産業建設に係る委員会、分科会を開催としております。19日金曜日は委員会予備日とし、20日土曜日及び21日日曜日は休会、22日月曜日及び23日火曜日は議事整理のため休会としております。24日水曜日は一般会計全体会とし、

25日木曜日は休会とし、26日金曜日は本会議最終日とし、午前10時から、付託案件に対する委員長報告、質疑、討論及び採決を行います。以上のような日程案を組んでおります。

岡田議会事務局議事係主任 補足いたします。資料2の、5月18日木曜日の産業建設常任委員会についてです。この資料を調整している段階では午前10時からを想定しておりましたが、その後、委員の皆様で調整がありまして、午前9時から開会になりましたが、これが資料に反映されておりませんでした。

大井淳一郎委員長 ただいま事務局から報告がございました。皆さんのほうで確認したいことがございますか。（「ありません」と呼ぶ者あり）よろしいですね。それでは（4）エコスタイルについて。

山田議会事務局議事係長 本市では5月1日から10月31日までをエコスタイル期間として、クールビズの取組を行っています。議会でも同様とするところですが、今臨時会初日では執行部における、異動された方の挨拶があることから、慣例どおり正装、つまり上着、ネクタイ着用とし、本会議終了後からクールビズとしたいと考えています。

大井淳一郎委員長 ただいま報告がございましたが、エコスタイルについてよろしいですか。続きまして付議事項2点目、撮影許可の申出書についてです。資料3を御覧ください。これは前回までの議論の中で、報道機関と一般傍聴者につきましては、写真撮影のみということで、動画撮影は認めないということを決定いたしました。それを反映した形で、撮影許可申請書も報道用と一般用に分けるべきではないかということも指摘させていただきまして、それらを反映した資料が資料3となっております。これについて事務局のほうで説明することがあったら説明をお願いしたいと思います。

山田議会事務局議事係長 付議事項2、申し入れ書について。先日、陳情者に対しては既に回答を差し上げたところですが、本申し入れに係る議論の中で、撮影許可申請書を見直すという課題がありました。先日の議論を踏まえて事務局が作成した案を資料3として配付しておりますので、御覧ください。申請書には、本会議用、委員会用、全員協議会用、政治倫理審査会用がありますが、修正箇所は同じであるため、本会議用を例にして一括で御説明します。本会議の写真撮影許可申請書（一般用）及び本会議の撮影許可申請書（報道用）を御覧ください。色付けしている修正箇所のうち主なものを御説明します。まず、報道の方と一般の方では撮影の手段が異なるため、各申請書を報道用と一般用の2種類に分けました。これに伴って、申請書中で一般か報道かを選ぶ箇所等を削除しております。続いて、裏面の米印、撮影に当たっての傍聴人の守るべき事項の各号の下に、違反した場合には次回以降の申請を不許可とする場合がある旨を記載しました。これらに加えて、一般の方には写真撮影のみを認めると決定したことから、一般用の申請書については、表面の使用機器と台数の欄をカメラ、三脚、その他とし、裏面の米印、撮影に当たっての傍聴人の守るべき事項において、1、写真撮影のみを行うこと。（動画の撮影及び録音を行わないこと。）、2、撮影した写真又はそのデータを市議会事務局職員に閲覧させること。を加え、また随所に写真撮影という文言を入れております。

岡田議会事務局議事係主任 この点についても補足させていただきます。本会議の写真撮影許可申請書（一般用）を御覧ください。こちらの裏面になります。写真撮影に当たって、傍聴人の守るべき事項の2番目ですが、ただいま撮影した写真またはそのデータを市議会事務局職員に閲覧させることと記載しています。これは作成いたしました際に、事務局職員が写真を確認するという考えでつくってしまったのですが、よくよく考えると、傍聴人が撮影された物を確認する趣旨は、誤って動画データを撮っていらっしやらないかを確認することとなりますので、この点を、「撮影した写真又はそのデータ」を閲覧ではなく、「撮影したデー

タ」を事務局職員に閲覧させることとするほうが適切かもしれないと、ただいま思いましたので補足させていただきます。また、もしそうであるならば、一番下、本許可に基づいて撮影した写真を確認しましたという事務局の確認欄も、本許可に基づいて撮影したデータを確認しましたとするほうが、適切かと思しますのでその点も踏まえて、御議論をお願いいたします。

大井淳一郎委員長　ただいま事務局から説明がございましたが皆さんのほうで。

森山喜久委員　今事務局から指摘ありましたように、写真撮影許可申請の一般用の関係であります。裏面の2番。「撮影した写真またはそのデータ」については、「撮影したデータ」、と修正したほうが、この間の議論にそぐうと思しますので、そちらに変更を求めたいと思います。

大井淳一郎委員長　そうですね。今、事務局が言われたことを踏まえて、もしみんながよければそれでいいですし、ほかの案があればまた考えます。

森山喜久委員　修正の話をしたときに、上記に違反した場合には、のところで、「本許可を取消し並びに写真及び撮影データ」のこれ、「撮影データを破棄していただく場合」と修正したほうがよろしいかと思します。

大井淳一郎委員長　ほかの方はどう思いますか。

岡田議会事務局議事係主任　この点に関しても、今考えてみたのですが、撮影に当たって傍聴人の方にお守りいただく事項は、動画撮影を行わないこと以外にも様々ございます。例えば、そういった事例が起きる可能性は低いかもしれませんが、ポラロイドカメラのようなものでしたら写真撮影したその場で写真が出てまいります。そういった写真を撮られた際に、何か動画を撮る以外の注意事項を破って、例えば目的外に使用しないこととか、他の傍聴人を写さないこと、こういったことを破られた場

合、その写真そのものを破棄する可能性があると考え、このような文言にいたしました。

大井淳一郎委員長　そうなるここは変えないほうがいいかもしれませんね。

宮本政志副委員長　先ほど主任が説明されたところは、僕が今この件で、二つ聞きたかったうちの一つで、そこはいいと思う。それで、一番下の、先ほど森山委員も少し触れたけど、「上記に違反した場合には本許可を取消し」でしょう、この本許可というのはそのときの許可申請の許可を取り消すということでしょう。そうすると、そのことそのものがもうなかったことになるってことでしょう。でもその下には破棄していただく場合があります。場合があるってことは、もしかしたらないかもしれないというのは少しおかしいなと思った。本許可が取り消されたのなら、全てにおいてもうなかったことになるのなら、もうこのデータは破棄していただきますと断言しておかないと、と思ったけどその辺り、主任どう思いますか。その解釈はどうかな。

岡田議会事務局議事係主任　はい。この文言を考慮するに当たって、様々なケースが考えられると思ひまして。すいません、まだ具体的な事例に当たってないので、できる規定として、例えばこの守るべき事項に違反があった。ただその違反が軽微であり、特定の写真を削ることだけで、その瑕疵がなくなるという事例があった場合に、許可を取り消すまではいかないときがあるのではないか、またその許可を取り消さない場合は一部の写真の削除だけでもいいのではないか。そういった意味ではできる規定として削除すべきものと、削除しなくてもよいものを分けることができるようにと考えこのような文言にいたしました。

宮本政志副委員長　また、事務局とこちらで打合せして、さっき私が言ったところも踏まえて判断しましょうね。

大井淳一郎委員長 いや、先ほどの撮影した写真を削除するという文言の訂正もあります。先ほどのやりとりもありますので、これは、それらを踏まえてやりますが、そうだな。今日はいいかな、次の議運に出すか…。(発言する者あり)

宮本政志副委員長 変更があったら、周知期間が多少は必要になるかもしれないから、もし、あまり時間がかからないようであれば今日、議論も含めて決めたほうがいいかな。

岡田議会事務局議事係主任 少しお時間を頂けましたら、今の点を修正をさせていただきますまして、新しく資料としてお示ししたいと思いますがいかがでしょうか。

大井淳一郎委員長 では、そのようにしていただければと思います。ではちょっと休憩しましょう。暫時休憩。

午前9時18分 休憩

午前9時38分 再開

大井淳一郎委員長 それでは委員会を再開いたします。撮影許可申請書の面ですね。こちらのほうで少し文言の修正をしていただきましたので、その箇所を読んでいただければと思います。

岡田議会事務局議事係主任 それでは、修正した箇所を読ませていただきます。まず、写真撮影に当たっての傍聴人の守るべき事項の2番です。こちらを「撮影したデータを市議会事務局職員に閲覧させること」といたしました。また、一番下、「本許可に基づいて撮影したデータを確認しました」と修正いたしました。そして、休憩前、最後に御指摘いただいたことにつきまして、「上記に違反した場合には、本許可を取り消す場合が

あります。」まずここで一度区切りました。そしてその取り消された場合、「なお、許可を取り消した場合には、当該写真及び撮影データを破棄していただきます。」こちらを言い切りました。そしてさらに、また、違反した場合には、次回以降の申請を不許可とする場合があるという意味で「また、次回以降の申請を不許可とする場合があります」という文言にいたしました。

大井淳一郎委員長 今、報告ありましたように修正したいと思いますがよろしいでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）なお細かい表現等については委員長一任でお願いしたいと思います。ありがとうございました。はい。それでは、付議事項3点目のその他です。（1）全員協議会の開催日時についてお願いします。

山田議会事務局議事係長 議運決定事項の報告のため、5月17日水曜日午前9時30分から全員協議会を開催したいと考えています。

大井淳一郎委員長 このようにしたいと思います。それでは（2）その他ですが、皆さん御承知のように新型コロナウイルスの位置づけが、第5類に変わりました。それで対策本部も廃止になりまして、そういった流れも変わりつつあります。そういった関連で事務局から報告があるということ。

岡田議会事務局議事係主任 現在、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、傍聴人の皆様、そして議員の皆様に検温していただきまして、また、事務局職員も同じように検温しております。この点につきまして新型コロナウイルスが、先ほど委員長がおっしゃいましたように、取扱いが変わりましたので、この検温の取扱いについても、議会においていかがされるか御議論いただけたらと思います。

大井淳一郎委員長 皆さん御承知のように今、検温に関しまして、特に議員は、

ノートに記録をしていただいています。傍聴される方は、そこまではなかったかもしれませんが、事務局で1回検温をしてから入っていただくと。まずそれについてどうですかね。

宮本政志副委員長 確認だけだね。議会事務局に確認するのはちょっとおかしいかもしれないけど、新型コロナウイルスの場合は発症したら翌日から5日間は自宅待機という要請はまだ残っているんじゃないかね。

中村議会事務局次長 職員宛ての通知においては、「症状等を踏まえた上で個人の主体的な判断となりますが」という前置きがあるものの、発症後5日間は他人に感染させるリスクが高いことから、発症日をゼロ日スタートとして5日間は休会、テレワーク等により外出を控えることというのはあります。

宮本政志副委員長 ということは、それは自己判断のところも、マスクにしてもいろいろあるけど、やはり検温というのは、第9波あるいはまたそのウイルスの内容がまた変わるという可能性もあるし——アクリル板の関係もね、しばらくの間は検温も含めて継続したほうがいいんじゃないかなと思うんですけど。

大井淳一郎委員長 ほかに。もし、副委員長がおっしゃることに賛同するのであれば引き続き…。(発言する者あり)

笹木慶之委員 私も、念のために、そういったことについてはしばらく継続したほうがいいんじゃないかなと思っております。

大井淳一郎委員長 記録も継続ですか。

笹木慶之委員 今はアクリル板のことです。

大井淳一郎委員長 宮本副委員長は、検温やノートも書く。（発言する者あり）それも引き続きってことですかね。（発言する者あり）なるほど。もちろん皆さんで決めることですので。特に、ほかに意見がないのであれば、引き続き続けていくということでもいいですか。検温にもいろいろあると思います。検温は自主的にする。今検温センサーもありますので、私も検温をしてから上がって来ています。それと、測った体温をノートに書くというのがあります。これは議員側。傍聴側は、個人の判断で検温される方もされない方もいらっしゃるんだけど、今は一律、傍聴される方は、事務局にわざわざ行ってもらって、検温器を当ててもらって入っていただいている。こういったところの対応をどうしようかというところがあるかと思います。第5類への位置づけになりまして、そうした対応も若干変えていくべきではないかという考え方もできますので、折衷案ではないんですけども、検温については議員が自主的にされる、されないはあると思うんですが、検温していただいてもノートには書かないと。あとは傍聴される方に検温器を当てることまではしないと。ただ、おのこの判断で、熱があれば傍聴は控えるとか、そういった対応を取っていただくほうがいいのかと思います。ですので、検温については、若干対応を変えたほうがいいのかと思うんですけど皆さん、どうですかね。

伊場勇委員 今、委員長がいろいろ理由等述べていただきまして、そのようにしていただけたらいいと思います。

大井淳一郎委員長 そのように対応したいと思います。よろしくお願いします。なお、先ほど笹木委員が言われたアクリル板とか、あるいはマスクとか、これを一般質問や委員長報告のときにどうするかがあります。これについては、別に横並びする必要もないんですけども、他市の状況も今調べてもらっていますので、それを踏まえながら6月定例会ぐらいからどうするかということを考えたいと思います。それでは、以上といたします。そのほか、皆さんのほうでございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

議長、副議長もよろしいですね。（うなづく者あり）事務局もよろしいですか。（「ありません」と呼ぶ者あり）それでは以上をもちまして第46回議会運営委員会を閉じます。お疲れさまでした。

午前9時55分 散会

令和5年（2023年）5月11日

議会運営委員長 大井 淳一郎